

大 分 市

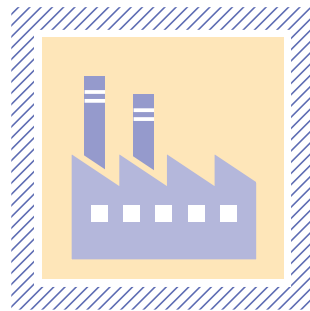
中小製造業 設備投資 補助事業

概要

《平成30年度》

大分市内の製造業を営む中小企業が対象です!!

申請には事前相談が必要です



事業概要

対 象	製造業を営む大分市内に事業所を有する中小企業（個人企業を含む）
定 義	<ul style="list-style-type: none">●「製造業」とは日本標準産業分類に定める製造業をいう●「中小企業」とは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者をいう
対 象 要 件	<ul style="list-style-type: none">● 創業から12ヶ月を経過し、かつ製造業を営んで12ヶ月を経過していること● 市税を完納していること● 財務状況が著しく悪くないこと等
事 業 目 的	製造業を営む中小企業が経営の改善や生産力向上、競争力の強化のために行う設備投資に対しその費用を一部補助し、企業の成長を促進し活性化につなげていくことを目的とする。
補助対象経費	自社所有又は賃借している市内の工場の下記の内部設備(中古品を含む)の購入費用 ■機械及び装置 製造設備、モーター、ポンプ類等の汎用機械類、その他各種産業用機械及び装置等、(大型特殊自動車等の土木建設機械は除く) ■建物附属設備 生産事業(生産、加工)の工程上必要な設備(動力用電気設備、製品の洗浄用・冷却用給排水設備、加熱用のガス設備、ボイラー設備等)、受変電設備等 ※ソフトウェアの更新、パソコンの購入、工場の解体費、既存設備等の撤去費、運搬費、処分費、事務費、設置工事費、消費税相当額は助成対象となりません。ただし、ソフトウェアの更新のうち、生産管理システムを新規に導入し、生産効率の向上やエネルギー利用の効率化を証明できる場合は助成対象とします。 また、国、県その他の機関から補助対象事業について同様の趣旨の補助金等を受ける場合によっては、補助の対象としません。
申 請 手 順	事前相談において予備審査を受けた後、申請書を提出
補 助 率	補助対象経費の1/3、上限200万円
導 入 期 間	補助金交付決定後、売買契約のうえ、設備が稼働し、操業を開始し、かつ平成31年3月31日までに補助対象経費が支払われるものを対象とする。
導 入 後 の モ ニ タ リ ン グ	設備導入の翌年度以降3年間は決算報告書を提出し、事業成果を報告する。
募 集 日 程	■事前相談予約受付期間 4月2日～5月14日 ■事前相談日 5月30日, 31日 ■申請書受付 事前相談で申請可能と審査をされた後～6月20日まで



手続きの流れ

※交付決定前に導入設備の契約および購入をした場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

事前相談の予約

電話で事前相談を申し込む。

受付電話番号 097-585-6011 (予約受付 4月2日～5月14日)

(相談日 5月30, 31日)

事前相談の実施

日程調整した日時で、中小企業診断士が相談に応じます。

相談時には下記書類を持参。

【必要書類】

- 事前相談申込書 ……………※
- 大分市中小製造業設備投資事業計画書 ……………※
(当該設備の導入効果に分かるもの)
- 履歴事項全部証明書(発行日より3ヶ月以内のもの)
- 定款の写し(法人の場合)
- 会社概要のわかる書類(パンフレットまたは会社案内、組織図等)
- 導入する機械等の製品カタログ等(価格やスペック等が明記されたもの)
- 従業員表(直近3年分、役員・正社員・パート・アルバイト・派遣社員等) ……※
- 決算書(直近3年分)
①貸借対照表 ②損益計算書(製造原価報告書・販管費明細表)
- 直近の試算表(ただし、決算期から2ヶ月経過しないときは不要)
- その他市長が必要と認める書類

書類の提出

交付申請書及び提出書類一式を提出する。(提出期限 6月20日)

【必要書類】

- 大分市中小製造業設備投資事業補助金交付申請書 ……………※
- 大分市中小製造業設備投資事業計画書 ……………※
(当該設備の導入効果に分かるもの)
- 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- 定款の写し(法人の場合)
- 見積書の写し及び製品カタログ等(巻末資料を参照して見積書を徴収)
- 見積りに係る理由書 ……………※
- 導入予定場所の現況写真
- 会社の概要がわかる書類(パンフレットまたは会社案内、組織図等)
- 市税完納証明書(直近1年分)
- 非課税確認同意書
※事業所税、固定資産税及び都市計画税において非課税税目がある場合
- 従業員表(直近3年分、役員・正社員・パート・アルバイト・派遣社員等) ……※
- 決算書(直近3年分)
①貸借対照表 ②損益計算書(製造原価報告書・販管費明細表)
- 直近の試算表(ただし、決算期から2ヶ月経過しないときは不要)
- 誓約書 ……………※
- その他市長が必要と認める書類

※ 大分市ホームページにてダウンロード可能

大分市中小製造業設備投資補助事業概要

書類審査

予算の範囲内において、大分県中小企業診断士協会が総合的な審査を行います。



交付決定

審査の結果により
交付決定通知又は不交付決定通知が送付される。

操業開始及び
実績報告書提出

設備導入を行い、操業を開始する。契約先に対象経費支払、必要な手続きが完了したら、30日以内に実績報告書、その他必要書類を提出する。

【必要書類】

● 内容が確認できるもの

- 大分市中小製造業設備投資事業補助金実績報告書 ……………※
- 申請事業概要書 ……………※
- 完了場所の写真(機械装置・銘版の写真)

● 金額が確認できるもの

- 補助対象経費にかかる支払を証明する書面の写し
(納品書、請求書、領収書、その他支払いを証明する書面)

● その他

- その他市長が必要とする書類(事業決算書等) ……………※

※ 大分市ホームページにてダウンロード可能

導入確認現地調査

おおむね導入1ヶ月後、中小企業診断士も同行して、現地調査を行います。

補助金額の確定

補助金額確定の手続きを行い、交付確定通知が送付される。

補助金請求書提出

大分市中小製造業設備投資事業補助金交付請求書(※)を提出する。

※ 大分市ホームページにてダウンロード可能

補助金の受領

補助金が指定した口座に振り込まれる。

補助金交付後
3年間のモニタリング

補助金交付の翌年度以降3年間、決算書および事業報告書を提出し、中小企業診断士も同行して、現地調査を行います。



大分市中小製造業設備投資事業補助金交付要綱(平成27年8月20日施行)に基づく見積書の徴取の方法について

大分市が支出する補助金は、市税を原資としており、市内事業者の下支えにも役立てるため、**補助対象となる設備等については、原則として市内業者に発注すること。**

ただし、規定数の見積書を市内事業者から徴取できない理由が次の①～④いずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ①取り扱っている事業者が限られており、規定数以上の事業者から見積書を徴取できない。
- ②特殊な技術・知識・経験が必要とされ、市内事業者では目的を達成できない。
- ③特殊な物品であるため、購入先が特定される、又は契約の目的物を特定の者でなければ納入できない。
- ④継続的に導入している設備であり、他の事業者では対応できない。

■ 新品の場合

原則として、2社以上の見積書を徴取し、提出してください。

市内事業者2社以上からの見積徴取	提出する見積書の種類	見積書に添付する書類
できる	市内事業者2社 (2社とも一般競争入札有資格者の場合)	(2社とも) 大分市一般競争入札有資格者であることを証明できる書類の写し
	市内事業者2社 (1社は一般競争入札有資格者、1社は一般競争入札有資格を有しない場合)	(有資格1社) 大分市一般競争入札有資格者であることを証明できる書類の写し (資格を有しない1社) 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票
できない	①市内事業者1社 ②市外事業者1社	①(市内事業者が有資格の場合) 大分市一般競争入札有資格者であることを証明できる書類の写し (市内事業者が資格を有しない場合) 見積りに係る理由書 ^(※) 及び 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票

※ 大分市ホームページにてダウンロード可能

大分市中小製造業設備投資補助事業概要

		②(市外事業者) 見積りに係る理由書 ^(※) 及び 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票
	市外事業者2社	見積りに係る理由書 ^(※) 及び 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票
	市外事業者1社	見積りに係る理由書 ^(※) 及び 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票

※ 大分市ホームページにてダウンロード可能

■中古品の場合

中古品を扱う業者1社と、メーカーから新品の販売価格が記載された見積書を徴取し、2通を提出してください。

提出する見積書の種類	見積書に添付する書類
市内事業者	(一般競争入札有資格者) 大分市一般競争入札有資格者であることを証明できる書類の写し (一般競争入札資格を有しない場合) 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票
市外事業者	見積りに係る理由書 ^(※) 及び 法人の場合／登記簿謄本 個人の場合／住民票
メーカー	上記書類不要(見積書のみでよい)

※ 大分市ホームページにてダウンロード可能

●見積書の記載内容について

1. 比較がしやすいように見積項目は共通にすること。
2. 見積書、請求書、領収書は、発行元(事業所名、代表者名等)を同一にすること。
3. 設備導入による工事が必要となった場合は、機器本体費と工事費^(※)を明確に区別して記載すること。

※設置工事費は補助の対象となりません

お問合わせ

大分市商工労働観光部 商工労政課

〒870-8504 大分市荷場町2番31号 TEL097-585-6011 FAX097-533-9077
E-mail : kougyou@city.oita.oita.jp